

**「幼児教育の無償化」制度にかかわる書類作成**

※この10月より「幼児教育の無償化」制度が実施される予定です。  
 ※年少・年中・年長組の全園児が無償化の対象となります。  
 ※保護者のみなさまが書類を作成・提出していただくことで、お子様は無償化の対象となります。

- ※以下の説明は、福山市在住の全ての方への書類作成のお願いです。
- ※書類の提出先：新高山めぐみ幼稚園 \*メッシュケースに入れるか、直接教員へ
- ※提出の期限：9月11日(水)【厳守です】  
 \*それ以前の提出も可です。  
 \*翌日12日(木)に園が福山市児童部へ一括提出します。

- ※配布資料：(A) カラーパンフ「2019年10月から無償に。申請が必要です！」(略称)  
 (B) カラー片面「施設等利用給付認定のご案内」  
 (C) 白黒両面「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」

- ※注意：①記入例はありません。  
 ②配布資料(B)をご参照の上、配布資料(C)に記入して下さい。  
 ③当園のことを記入する場合  
 (利用(予定)施設名) 新高山めぐみ幼稚園  
 (所在地) 〒722-0055 尾道市新高山2丁目2631-372  
 (TEL) 0848-46-4633  
 (利用開始予定日) 令和元年10月1日

**資料の入手先**

- ◎上の(A)(B)(C)の資料に加えて、2号・3号認定に必要な各様式(証明書・申告書・申立書・報告書・確認書)全てが福山市のホームページに掲載されています。
- ◎ホームページは「トップページ」→「担当部署で探す」→「児童部庶務課」→「幼児教育・保育の無償化について」(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jidobushomu/159036.html>)です。
- ◎該当する様式をご自身でダウンロードし、A4サイズで印刷してご利用下さい。
- ◎紙の様式が必要な方は、「れんらくノート」や担任へその旨(どの様式か)、お申し付け下さい。お子様の通園バッグに入れます。

**作成に関する問い合わせ先**

福山市児童部 庶務課 084-928-1140 しおで 塩出さん

**第1号認定**

- ◆配布資料(C)の片面のみを記入し、配布資料(C)のみを提出して下さい。
- ◆きょうだいがいる場合、それぞれ1通作成して下さい。
- ◆第1号の場合、当園の預かり保育「ひまわり保育」を利用できますが、利用料金が無償化の対象外(有料)となります。

**第2号・3号認定(ひまわり保育を利用する方)**

- ★以下のいずれかの理由で、当園の「ひまわり保育」を、①現在ほぼ定期で利用中の方、②今後利用する予定あり、③今後利用を希望する方はこちら。

◎就労(被雇用、自営など)	◎産前・産後	◎病気・障がいなど
◎災害	◎就学・職業訓練	◎求職活動
	◎病人などの介護	

- ★認定されると、ひまわり保育の料金は無償化の対象となります(上限付き)。

- ★以下の書類をご提出下さい。
  - 1) 配布資料(C)
    - ・配布資料(C)の両面を記入して下さい。
    - ・きょうだいがいる場合、それぞれ1通作成して下さい。
  - 2) 認定のための証明書類
    - ・ここでの「証明書類」とは、配布資料(B)の「様式名」にある「就労証明書」「就労申告書」・・・「介護状況確認書」のことです。
    - ・二親世帯は父と母それぞれの証明書が必要です。
    - ・きょうだいがいる場合、コピー可です。
  - 3) 添付する資料【忘れないで!】
    - ・上の2) 証明書類の内、「就労証明書」以外は同時に添付しなければならない資料があります。  
 \*例:「就労申告書」だと確定申告書の控え・・・など。
    - ・配布資料(B)で添付する資料を確認して下さい。



**今後について**

- ☞当園も尾道・福山両市ともに、細部について不明の点があり、相互に連絡し合っている段階です。
- ☞無償化の対象になる(対象にならない)園費とその金額、10月以降の支払い方法は、後日、MEGUMI通信で追ってご連絡します。